

令和7年度 社会教育関係団体補助金の交付について

資料1

単位:円

No.	団体名	会の目的	令和7年度 申請額	交付理由等	(参考) 令和6年度 交付額
1	下野市子ども会育成 会連絡協議会	地区子連の連絡と協力を図り、単位育成会の円滑で自主的な活動の推進を図る	66,000	市子連を通じて地区子連の活動を支援し、青少年の健全育成を図るため	66,000

一部抜粋

令和7年度 定期総会資料

日時：令和7年6月1日（日）
午前10時～

場所：国分寺公民館 視聴覚室

下野市子ども会育成会連絡協議会

総 会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 来賓祝辞

4. 議 事

議案第1号 令和6年度事業報告

議案第2号 令和6年度収支決算報告

監査報告

議案第3号 令和7年度事業計画（案）

議案第4号 令和7年度収支予算（案）

議案第5号 令和7年度役員選出（案）

5. 新旧役員紹介

6. 交流会

7. 閉 会

交流会

テーマ『子どもの豊かな心を育むために

～子ども会育成会の役割～』

ファシリテーター 下都賀教育事務所ふれあい学習課

社会教育主事 熊倉 悠気 氏

議案第1号

令和6年度事業報告

1 会議

日にち	会 議 名	会 場
5月16日（木）	第1回役員会（新旧役員会） (1)令和6年度定期総会資料について (2)総会役割分担について	市民活動センター2階 研修室3
6月4日（火）	定期総会 (1)令和5年度事業報告 (2)令和5年度収支決算報告 監査報告 (3)令和6年度事業計画(案) (4)令和6年度収支予算(案) (5)令和6年度役員選出(案) 新旧役員紹介 交流会 テーマ「子どもたちの笑顔と未来を応援するために ～子ども会育成会の活動を通して～」 ファシリテーター 下都賀教育事務所ふれあい学習課 社会教育主事 熊倉 悠気 氏	南河内公民館 大ホール
3月11日（火）	第2回役員会 (1)令和6年度事業報告について (2)令和7年度事業計画について (3)令和7年度役員の選出について (4)令和7年度定期総会について (5)令和7年度安全共済会の加入手続について	市庁舎3階 302会議室

2 その他

日にち	事 業 名 等	備考
12月1日（日）	県子連創立50周年記念事業（記念式典、シンポジウム） （本市から 役員2名 事務局1名出席）	コンセーレ（栃木県青年会館）
12月17日（火） ～22日（日）	子ども育成事業（子どもなんでも発表会） 小中学生展示（模造紙） 作品数 35点 参加人数 179名	石橋公民館 エントランス ホール
通年	全国子ども会安全共済会加入	1,381名加入

令和6年度収支決算報告
(期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 収入 366,837 円

(単位：円)

項 目	予算額	収入済額	増減	備考
負担金	27,500	30,740	3,240	地区子連（国子連） 20,000円(※) 単子 30円×358名分=10,740円(※)
補助金	203,500	207,430	3,930	下野市 66,000円 下野市社会福祉協議会 100,000円 栃木県子連事業奨励金 41,430円
繰越金	128,622	128,622	0	
雑収入	8	45	37	利息
合 計	359,630	366,837	7,207	

2 支出 305,551 円

(単位：円)

項 目	予算額	支出済額	増減	備考
事務費	60,000	42,684	△ 17,316	郵送料 33,764円 切手代 5,340円 振込手数料 990円 硬貨両替手数料 990円 安全共済会掛金(役員顧問8名) 1,600円
会議費	10,000	12,164	2,164	会議時飲料代
旅 費	20,000	2,236	△ 17,764	研修会、県子連式典出席旅費
事業費	243,500	248,467	4,967	活動推進費（国子連） 197,890円(※) （単子）10,740円(※) 子どもなんでも発表会運営費 39,837円
予備費	26,130	0	△ 26,130	
合 計	359,630	305,551	△ 54,079	

3 差引残高 61,286 円は令和7年度へ繰越いたします。

上記のとおり報告いたします。

令和7年6月1日

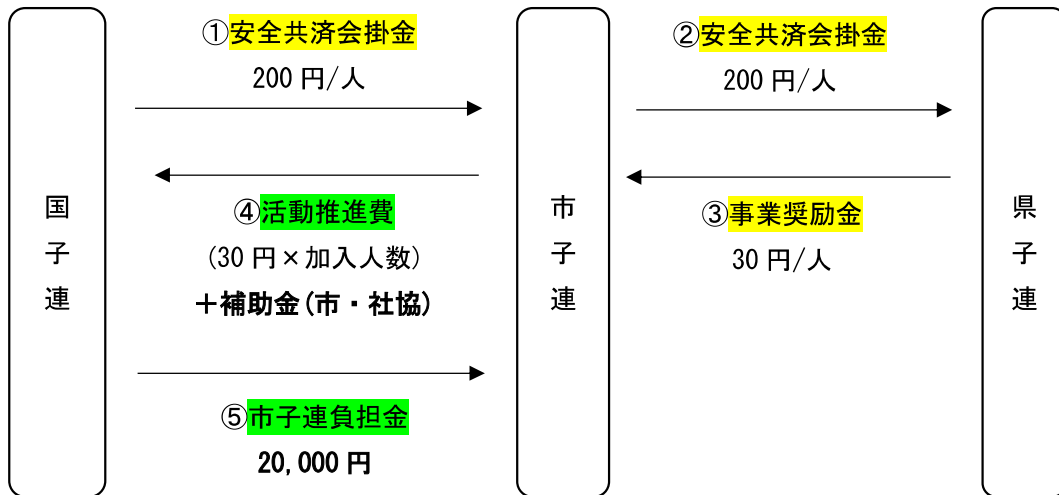
下野市子ども会育成会連絡協議会 会長 伊沢 幸子

参考

- ① 安全共済会は、子ども会育成会活動時のけがに対し、一部見舞金が支給される。
加入金（一人200円）の費用は、全額自己負担（育成会費等）としている。
- ② 一般社団法人栃木県子ども会連合会事業奨励金は、子ども会育成会活動や安全教育活動について安全共済会会員一人あたり30円を支給する。
- ※ 国子連（地区子連）への活動推進費は、負担金20,000円を差し引いた金額を振り込んでいる。

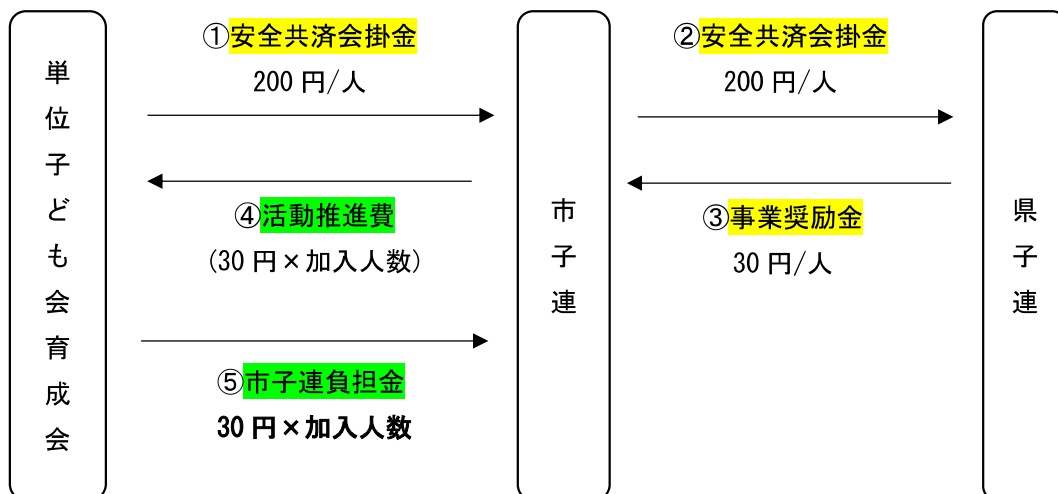
安全共済会掛金等のお金の流れについて

1 地区子連（国分寺地区子連）の場合



※国子連への振込額は④－⑤（相殺）

2 単位子ども会育成会（国分寺地区子連所属単子以外）の場合



※④⑤は相殺し、振込及び受領はしない
（活動推進費のお知らせ、負担金領収証を
発行する）

監 査 報 告 書

令和7年5月15日（木）、下野市役所において、令和6年度下野市子ども会育成会連絡協議会収支決算について、帳簿など関係書類と照合したところ、適正であることを認めましたので報告いたします。

令和7年5月15日

監事代理 阿部 有佳利



議案第3号

令和7年度事業計画（案）

1 会議

期 日	会 議 名	場 所	出席対象者		
			役員	代議員	顧問
4月22日（火）	第1回役員会 （新旧役員会）	国分寺公民館	○		○
6月1日（日）	定期総会		○	○	○
3月	第2回役員会		○		○

2 その他

期 日	事 業 名	備 考	出席対象者		
			役員	代議員	顧問
12月	子ども育成事業 （子どもなんでも発表会）	下野市青少年育成市民 会議と実行委員会を組 織して実施	希望 者	希望 者	希望 者
通年	全国子ども会安全共済会 加入				

（凡例）○：出席 希望者：希望者のみ参加

令和7年度収支予算（案）
（期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日）

1 収入 267,000 円

（単位：円）

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
負担金	20,000	27,500	△ 7,500	地区子連（国子連）20,000円
補助金	185,000	203,500	△ 18,500	下野市 66,000円 下野市社会福祉協議会 80,000円 県子連事業奨励金 39,000円
繰越金	61,286	128,622	△ 67,336	前年度繰越分
雑収入	714	8	706	預金利息等
合 計	267,000	359,630	△ 92,630	

2 支出 267,000 円

（単位：円）

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
事務費	50,000	60,000	△ 10,000	切手代、郵送代、振込手数料、硬貨両替手数料
会議費	20,000	10,000	10,000	会議時飲料代
旅 費	10,000	20,000	△ 10,000	県子連会議
事業費	166,000	243,500	△ 77,500	活動推進費（国子連分）116,000円 子どもなんでも発表会 40,000円 ジュニアリーダースクラブの助成 10,000円
予備費	21,000	26,130	△ 5,130	
合 計	267,000	359,630	△ 92,630	

上記のとおり提案いたします。

令和7年6月1日

下野市子ども会育成会連絡協議会 会長 伊沢 幸子

下野市子ども会育成会連絡協議会会則

（名称及び事務局）

第1条 この会は、下野市子ども会育成会連絡協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を下野市教育委員会事務局生涯学習文化課内におく。

（目的）

第2条 本会は、市内の地区子ども会連合組織（以下「地区子連」という。）、単位子ども会及び単位育成会（以下「単位子ども会育成会」という。）相互の連絡と協力を図ることにより、単位育成会の円滑かつ自主的な活動の推進と、単位子ども会活動の充実を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区子連及び単位育成会相互の連絡提携並びに情報交換
- (2) 会員の資質の向上を図るための事業
- (3) 単位子ども会育成会の発展に必要な調査研究
- (4) その他、目的達成のために必要な事項

（構成）

第4条 本会は、本会の目的に賛同する市内の地区子連及び単位子ども会育成会（ただし、加盟できる地区子連がある場合は、当該地区子連に加盟していること。）をもって構成される。

（役員）

第5条 本会に、次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 監 事 | 1 名 |
| (5) 専門委員 | 若干名 |

（役員の職務）

第6条 本会の役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の金銭の出納を行う。
- (4) 監事は、本会の会務並びに会計について監査し、総会で報告する。
- (5) 専門委員は、会員の資質の向上を図るための企画、運営及び必要な助言、指導を行う。

（役員の選出）

第7条 本会の役員の選出方法は、次の表のとおりとし、総会の承認を受ける。

役職	選出方法
会長	地域の育成者及び指導者の立候補者をもってあてる。 なお、立候補者が定数を超える場合は、本会の役員立ち合いのうえ、立候補者間で話し合う。
副会長	
会計	
監事	立候補者が定数に達しない場合は、本会の役員の推薦した者をあてることができる。
専門委員	地区子連会長の推薦した者をもってあてる。

(役員の任期)

第8条 本会の役員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(顧問)

第9条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見をのべることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会と役員会とする。

(1) 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(2) 会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって成立する。

(3) 会議の議長は、原則として会長があたる。

(総会)

第11条 総会は、本会の最高決議機関で、次の事項について審議、決定する。

(1) 事業計画並びに予算の決定

(2) 事業報告並びに収支予算の承認

(3) 役員の承認

(4) その他、本会の運営に関する重要な事項

2 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(1) 定期総会は、毎年1回開催する。

(2) 臨時総会は、会長又は役員が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、本会の役員及び各地区子連及び単位子ども会育成会から選出された代議員により構成する。

(経費)

第12条 本会の経費は、各地区子連及び単位子ども会育成会の負担金、下野市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第14条 本会の会則改正は、総会の議決による。

附 則

この会則は、平成18年6月20日より施行する。

この会則は、平成25年5月25日より一部を改正する。

この会則は、平成27年5月21日より一部を改正する。

この会則は、令和5年5月25日より一部を改正する。

この会則は、令和6年4月1日より一部を改正する。

下野市子ども会育成会連絡協議会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、下野市子ども会育成会連絡協議会（以下「市子連」）の会員が市子連活動の一環として対外的な諸会議、研修会等に参加するため、派遣並びに出張した際に発生する諸費用の支給について規定する。

(研修費)

第2条 諸会議、研修会において発生する参加費、資料代等は実費を支給する。

(交通費)

第3条 派遣並びに出張した際に発生する交通費の支給は、次の通りとする。

- 1 原則として公共の交通機関を利用し、その実費を支給する。
但し、やむをえず電車、バス以外の交通機関を利用した場合は、領収書を添付のうえ清算する。
- 2 新幹線並びに特急、グリーン車等の利用は原則禁止とする。
但し、派遣並びに出張先が遠隔地の場合や、新幹線、特急を利用することが得策と考えられる場合は、予め会長の承認を得る。
遠隔地とは、派遣先並びに出張先が出发点より 100 k m 以上の場合である。
- 3 私有車を利用した場合、車提供者に対し 1 k m あたり 20 円を支払う。
但し、利用中の事故等の損害により発生する費用は全て車提供者の責任で処理するものとする。

(駐車費)

第4条 私有車の利用により発生する駐車費は実費を支給する。

(旅費申請)

第5条 旅費の申請については、会長及び市子連事務局に旅費申請の意向を伝え了承されることを前提とし、その上で会議・研修会報告書兼旅費申請書(様式1)に関係書類を添えて、市子連事務局生涯学習課へ提出することとする。

(疑義の解釈)

第6条 本規程に疑義のある場合は、役員会の判断による。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は総会の承認を得る。

附則 この規程は平成22年 4月 1日より施行する。

会議・研修会報告書兼旅費申請書

下野市子ども会育成会連絡協議会長 様

私は下記および別添資料の通り会議・研修会に参加しましたことを報告いたしますので、参加に必要であった費用として旅費を申請いたします。

申請金額 円

令和 年 月 日

氏名 ⑩

記

1 用務

2 日程 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分

3 場所

4 旅費 ①研修費

②交通費 バス

電車

その他

私有車

③駐車費

※ 新幹線や特急等は出張先が出発点より 100 k m以上の遠隔地の場合にのみ、会長の承認を得ることで利用することができる。

※ 領収書がある場合はそのコピーを必ず添付する。

※ 私有車の場合は 1 k mあたり 2 0 円とする。

社会教育関係団体補助金交付に係る参考資料

- No. 1 下野市社会教育関係団体の登録に関する基準 p. 1
- No. 2 下野市補助金等交付規則 p. 2
- No. 3 下野市社会教育関係団体補助金交付要綱 p. 7
- No. 4 下野市各種団体等の補助金の交付に関する基準 p. 8
- No. 5 社会教育団体補助に対する助成について p. 9

○下野市社会教育関係団体の登録に関する基準

平成18年3月15日
教育委員会訓令第16号

(趣旨)

第1条 この訓令は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する社会教育関係団体の登録に関し必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 下野市社会教育関係団体として登録できる団体は、次の要件を備えたものとする。

- (1) 規約及び会則等を有し、団体意思を決定し、執行する組織・機構が確立していること。
- (2) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が期待できる団体であること。
- (3) 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。
- (4) 事務所を市内に有し、団体の構成員のうち、市内に居住し、又は通勤若しくは通学するものが半数以上で、かつ主たる活動の場所が市内にあること。

2 前項の規定にかかわらず、もっぱら政治的活動、宗教的活動及び営利事業を行う団体は除外するものとする。

(登録申請)

第3条 下野市社会教育関係団体として登録を申請する団体の代表者は下野市社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、登録を申請しなければならない。

- (1) 会則等
- (2) 予算書及び事業計画書
- (3) 決算書及び事業経過報告書
- (4) 役員名簿
- (5) その他必要と認める書類

(登録審査)

第4条 教育委員会は、申請のあった団体について、登録の可否を決定するにあたっては、予め社会教育委員の意見を聴いて行うものとする。

(登録証の交付)

第5条 教育委員会は、登録決定した団体に下野市社会教育関係団体登録証（様式第2号）を交付する。

(登録団体の義務)

第6条 登録団体は、申請の内容に異動があったときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 登録団体は、法令、規則等を遵守しなければならない。

(指導及び登録の取消し)

第7条 教育委員会は、団体の活動が、法令、規則等に反しているとき、又は申請の内容と異なるときは、団体又はその責任者に対し、注意を喚起するため指導を行う。

2 教育委員会は、団体が前項の注意等に従わないときは、その団体の登録を取り消すことができる。

3 教育委員会は、登録を取り消したときは、下野市社会教育関係団体登録取り消し通知書（様式第3号）によりその旨団体に通知しなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

○下野市補助金等交付規則

平成18年1月10日

規則第50号

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定及び使用等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が国、県及び市町村以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 負担金、分担金
- (3) 利子補給金

2 この規則において「補助事業等」とは補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者等」とは補助事業等を行う者をいう。

(補助対象)

第3条 補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びその交付率又は金額は、別に定めて告示する。ただし、補助金等の交付の相手方があらかじめ特定しているものについては、告示せずこれらの相手方に通知する。

(補助金等の交付申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はそれに代わる書類
- (3) 工事の施行にあつては実施設計書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長がその必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(補助金等の交付の条件)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更又は補助事業等の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関する事項

- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業等の完了により当該事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することがある。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に様式第2号により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することがある。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちで既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができない場合
- (3) 補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができない場合
- (4) 前3号に規定する場合のほか、補助事業等を遂行することができない場合

(補助事業等の遂行等)

第10条 補助事業者等は、法令その他の規程（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業等状況報告書（様式第3号）に別に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第12条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当

該補助事業等を遂行すべきことを指示することがある。

- 2 市長は、補助事業者等が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一部停止を命ずることがある。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了（事務費と事業費の区分ができるものについては、事務費に係る部分又は事業費に係る部分の完了を含む。）したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第3号）に別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合は、5月31日までに報告しなければならない。

(検査)

第14条 市長は、前条の規定により補助事業等の完了の届出があったとき、又は補助事業等の一部について検査の請求があったときは、補助事業者等に対し、市長の命じた職員（以下「検査員」という。）をして、当該補助事業等に係る書類、帳簿その他必要な物件の検査を行わせることができる。

- 2 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めたときは、いつでも検査員をして補助事業者等に対し、当該事業に係る帳簿、書類をその他の物件の検査を行わせることがある。
- 3 検査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による検査の結果を補助事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合又は前条の規定による検査の結果補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないものがあると認めたときは、補助事業者等に対し、当該補助事業等をこれに適合させるため是正の措置をとるべきことを指示するものとする。
- 3 第13条の規定は、前項の規定に基づく指示に従ってとるべき措置の完了について準用する。

(補助金等の額の確定等)

第16条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び第14条の規定により行う検査等により、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知する。

(決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の交付の請求)

第18条 第16条の規定により通知を受けた補助事業者等が、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し

(2) 補助事業等の検査結果の通知書の写し

(3) 精算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の特例)

第19条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

2 前条の規定は、概算払又は前金払に係る補助金等の交付の請求について準用する。

(補助金等の返還)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者等は、第17条第1項の規定に基づく取消しにより補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日（補助金等が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）100円につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既に納付した額を控除した額）100円につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(他の補助金等の一時停止等)

第22条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺することがある。

(帳簿の備付等)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第24条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等の補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

2 第17条の規定は、補助事業者等が前項の規定に違反して財産処分をしたときに、これを準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南河内町補助金等交付規則（昭和46年南河内町規則第12号）、石橋町補助金等交付規則（平成14年石橋町規則第5号）、石橋町各種団体活動費補助金交付規則（昭和36年石橋町規則第4号）又は国分寺町補助金等交付規則（平成16年国分寺町規則第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

○下野市社会教育関係団体補助金交付要綱

平成23年5月13日

告示第86号

(趣旨)

第1条 市が交付する下野市社会教育関係団体補助金については、下野市補助金等交付規則（平成18年下野市規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(名称等)

第2条 補助金の名称、事業補助、目的、経費の事業内容及びその補助額については、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定に基づき、補助金交付申請書（様式第1号）により関係書類を添付し申請するものとする。

(実績報告)

第4条 規則第13条の規定に基づき、提出する実績報告については、補助金実績報告書（様式第2号）により関係書類を添付し、報告するものとする。

(補助金の請求)

第5条 規則第18条の規定に基づき、提出する補助金交付請求書については、補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助の名称	事業補助	目的	経費	補助額
社会教育関係団体補助金	社会教育団体補助事業	社会教育団体の運営及び事業	実施計画に基づき行う事業に要する経費	予算の範囲内とする。

○下野市各種団体等の補助金の交付に関する基準

平成20年3月31日

告示第75号

第1 基準策定の目的

この基準は、補助金を効果的、効率的に運用し、補助団体に対しても、補助金の交付基準を明らかにすることにより、公平性、公正性及び透明性を確保し、より適正な補助金の交付及び執行を図ることを目的とする。

第2 定義

この基準において「補助金」とは、本市が団体等の行う特定の事務事業等に対し公益上必要があると認めた場合に、その事務事業の実施にあたり、行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく行う金銭的給付をいう。

第3 交付基準

補助金の交付に際しては、以下の項目を総合的に勘案して補助金交付の適否を判断するものとする。

1 基本的事項

(1) 補助金の交付が、客観的にみて公益上必要であり、かつ、以下の項目のいずれかを満たすこと。

ア 事業、活動の目的及び内容等が社会、経済情勢に合致していること。

イ 市民の福祉の向上及び利益の増進に、効果が認められること。

ウ 補助対象とする事業が、市総合計画又は各種計画の施策体系上に位置づけられていること。

(2) 補助金の交付に対して費用対効果が認められること。

(3) 支出の根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。

(4) 会計処理及び使途が適切になされていること。

(5) 団体において、多額の決算剰余金、積立金を有していないこと。

2 個別的事項

(1) 補助金の補助対象事業費については、その内容を明確にすること。その際、交際費、慶弔費、飲食費（会議等における必要な茶菓等を除く。）、懇親会費等直接公益的な事業に結びつかない経費や社会一般通念上公金での支出が疑問視される経費については、補助金の交付対象事業には含めないものとする。

(2) 補助率は、公益上の必要度に応じて判断し、原則として、対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金については、この限りでない。

(3) 補助金の同一団体等への交付期間は、平成20年度を基準とし、すべて3年をもって、その終期を含め見直しをする。ただし、国、県等の制度による上乗せ補助金については、その補助終了をもって見直しをするものとする。

(4) 補助金の交付に際し根拠法令等に定めのないものについては、規則、要綱等を整備し、補助の目的、対象、効果及び補助金額の算出方法等を明確にするものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

社会教育関係団体に対する助成について

同法制意見によれば、教育の事業とは人の精神的又は肉体的な育成を必要として教育する者が教育される者を教養導いて計画的に目標の達成を図る事業であると解されているが、社会教育関係団体の行う事業は、かかる教育の事業のみに限らず、広くスポーツ、芸術、文化その他の領域にもわたるのであつて、社会教育関係団体の行うこれらの教育の事業以外の事業については、これに対し国及び地方公共団体が補助金を支出することは、何事憲法第八九条の禁するところではないと解される。

また同法制意見によれば、概ね次の事業は、憲法第八九条にいう教育の事業に該当しないものと解されている。

- (一) 図書、記録、視聴覚教育等の資料を収集し、作成し、社会教育関係団体相互の間で貸借する事業
- (二) 社会教育活動の普及、向上又は奨励のためにする社会教育関係団体若しくは一般人に対する援助若しくは助言又は社会教育関係団体間の連絡調整
- (三) 機関紙の発行若しくは資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓蒙の活動又は社会教育に関し相談に応ずる事業
- (四) 図書、記録、視聴覚教育資料を公衆の利用に供する事業又は資料展示会若しくは展覧会の開催

競技会、体育大会又はレクリエーション大会の開催

なお、具体的に青年団、婦人会等社会教育関係団体の行う事業を補助対象とする場合において解釈上疑義がある場合には、事前に連絡する準備を要せられたい。また、社会教育関係団体に対す

る補助金については公正な取扱をするとともに補助対象事業及び補助金の経理等を明確にするように指導された。

○社会教育関係団体に対する助成につ

いて

(昭和三四・二・二四・文社第二三三号
各都道府県社会教育委員会委員長等に、社会教育局長通知)

社会教育法の一部改正に伴い、社会教育関係団体に対する助成の方針について、さきに文部大臣より社会教育審議会に対して、諮問していたところ昭和三四年一二月九日別紙のとおり答申がありましたので、参考までに送付します。

別紙

社会教育関係団体の助成について

(昭和三四年一二月九日答申)

1 補助の基本方針

社会教育の領域における各種の社会教育関係団体の活動が、わが国の社会教育の振興上重要な地位を占めているので、これらの団体が健全にしてかつ適切な事業活動を行なうことが望ましい。しかるに社会教育関係団体のうちには、その経済的理由によつてじゅうぶんな活動を行ない得ないものが少なくない現状にある。これらの点にかんがみ、憲法でいう「教育の事業」と該当しない

事業であつて公共性のある適切な重要な事業を行なう社会教育関係団体に対して、その自主性を尊重しつつ積極的に助成を行ない、わが国の社会教育のいつその振興発展を期すべきである。

2 補助対象とする団体の範囲

- (1) 社会教育に関する事業を行なうことを主たる目的とする民法法人であること。
- (2) 法人格を有しない社会教育関係団体であつても、地域的普遍性を有するか、または過去に堅実な実績等を有する団体で、おおむね次の実体を備え、かつ確実なものであること。
 - ア 定款寄付行為に類する規約を有すること。
 - イ 団体意思を決定し、執行し、代表する機構または機関が確立していること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
 - オ 主として社会教育に関する事業を行ないその成果が期待できる団体であること。
- (3) 上記(1)および(2)の団体であつても政治活動、宗教活動および営利事業を行なう団体は除外するものとする。
- (4) 上記(1)および(2)の団体は、おおむね次に掲げる団体を標準とする。
 - ア 青少年教育に関する団体
 - イ 成人教育に関する団体
 - ウ 社会教育施設関係の団体

社会教育関係団体に対する助成について

エ 視聴覚教育に関する団体

オ 体育、運動競技またはレクリエーションに関する団体

カ 社会通信教育に関する団体

キ 芸術文化に関する団体

ク その他主として社会教育に関する事業を行なう団体

3 補助事業の範囲

- (1) 憲法にいう「教育の事業」に該当しない、おおむね次の事業であること。
 - ア 図書、記録、視聴覚教育の資料等を収集し、作成しまたは提供する事業
 - イ 社会教育の普及、向上または奨励のための援助、助言の事業
 - ウ 社会教育関係団体間の連絡調整の事業
 - エ 機関紙の発行、資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓蒙の事業
 - オ 体育、運動競技またはレクリエーションに関する催しの開催、またはこれに参加する事業
 - カ 社会教育に関する研究調査の事業
 - キ 社会教育施設の建設および設備の整備に関する事業
 - ク その他社会教育の振興に寄与する公共的意義ある適切な事業
- (2) 政治活動、宗教活動または営利事業は、除外するものとする。

4 補助対象とする経費の範囲および限度

団体に対して行なう補助は、予算の範囲内においておおむね次に掲げる経費について行なうものとする。

(1) 社会教育に関する事業の実施に要する経費とする。ただし団体の性格、事業等の特殊性により必要と認められる場合は、運営費についても補助するものとする。

(2) 國際的事業に要する経費については、積極的に補助を行なう
よう考慮するものとする。

5 地方社会教育関係団体に対する補助の取り扱い

地方社会教育関係団体について、その行なう事業が健全な全国的団体の組織活動に大いに寄与することが期待できる場合においては、都道府県単位の団体、二都道府県以上にまたがる団体およびブロック単位の団体に対して補助を行なうものとする。この場合には上記1から4までに掲げる基準によるほか、次に掲げる条件に合致するものについて補助を行なうものとする。

(1) 都道府県教育委員会が国の補助を受けるに相当であると認め
る団体であること。

(2) 当該団体の下部組織が整備されていること。

(3) 補助対象とする事業は、健全な全国的団体の組織活動に寄与するような事業であること。

(4) 補助対象とする事業は、都道府県教育委員会が援助または助成する事業であること。

6 補助手続表

補助するに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化

に関する法律」(昭和三〇年八月二七日法律第一七九号)等の法令の諸手續きに從つて厳正公平に行なわなければならない。

○教育に関する法人について

(昭和二十九・一一・一九、委社第五二四号)
重慶教育長 金子、社会教育司長 岡田

張 昭

次の民法第三四条の規定により設立された教育に関する法人は
地方自治法第二二条ならびに第三三〇条による公の支配に属す
るものと解してよい。

- 1 社会教育法第二一条第二項による私立公民館
- 2 報徳精神を普及するための諸種の教育事業を行行法人

二 一に掲げる法人は、公の支配に属すると属せざるとに拘らず地方公共団体の財産を正当な対価により譲渡又は交換することは制限されぬものと解してよい。

同知

① 照会にかかる「社会教育法第二十一条第二項による私立公民館」の設置主体である法人は、「公の支配に属しないもの」と解されます。

なお、地方自治法第二一二条及び第二三〇条の各後段において禁止の対象とされているものは、事業の主体ではなく、事業

そのものにあらむを附記し置す。

- 2 上記1により了解願います。

二 地方自治法第三十三條により、普通地方公共団体は、法律又は政令に特別の定めのあるものを除く外、財産の取得、処分等に關する事項は、これを当該普通地方公共団体の条例で定めなければならないことになつてゐるから当該条例の定めるところによつて取得、処分することはなんらさしつかへありません。

但し、例外として同法同条第三項及び第九六条第一項七号九号並びに第二四二条第三項の規定のあることに留意されたい。

なお地方自治法第二二二条の規定に違反せず、且つ、地方財政法第八条第一項の規定に従ひ、地方公共団体の財産を当該法人に対して、正当な対価なくして（すなわち無償もしくは減額して）譲渡しうる場合があるから念のため申し添えます。